

# 千葉県柔道連盟規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、千葉県柔道連盟と称する。

(事務局等)

第 2 条 本連盟の事務局(所)を、会長の指定する処におく。

【所在地】：〒260-0033 千葉市花見川区幕張本郷2丁目27番の9号

(目 的)

第 3 条 本連盟は、柔道の普及・振興を図るとともに、柔道を通して県下青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 柔道の振興に必要な大会、講習会、研究会等の開催及び支援。
- 2 柔道の段位の審査並びに推薦会。
- 3 柔道修行者の品位向上に関する事項。
- 4 その他、柔道の普及・振興に必要な事項。

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本連盟は、千葉県下に在住、在勤、在校し、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。また、県内次の地区及び職域をもって組織し、各々事務所を設ける。

- |               |             |           |
|---------------|-------------|-----------|
| 1 千葉地区        | 2 東葛地区      | 3 東部地区    |
| 4 南総地区        | 5 夷隅地区      | 6 安房地区    |
| 7 君津地区        | 8 警察地区      | 9 道場連盟    |
| 10 小・中体連柔道専門部 | 11 高体連柔道専門部 | 12 大学柔道連盟 |
| 13 実業柔道連盟     |             |           |

(会 員)

第 6 条 本連盟に入会を希望する者は、所属地区を経て申し込み、会長の承認を受ける。  
2 会員は、全日本柔道連盟に登録するものとする。

## 第 3 章 会 議

(会 議)

第 7 条 本連盟の会議は、役員総会、常任理事会、理事会、評議員会、審議部会とする。  
2 会議の定足数は、2分の1とする。(委任状含む)

(役員総会、評議員会)

第 8 条 役員総会は、年1回、通常4月に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 議長は、会長が指名する。
- 3 役員総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の制定、改定
  - (2) 予算、決算の審議
  - (3) 年度事業計画
  - (4) 規約に規定する役員の選出及び承認
  - (5) 内規、細則等重要な案件の審議
  - (6) その他表彰、懲戒等重要事項の審議
- 4 評議員会は、当分の間、役員総会をもって、これに充てる。

(常任理事会)

- 第 9 条 常任理事会は、会長が招集し、議長は、理事長又はその指名した者があたる。  
2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、各地区及び職域会長、常任理事をもって構成し、重要な案件について審議する。

(理事会)

- 第 10 条 理事会は、会長が招集し、議長は、理事長又はその指名した者があたる。  
2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び常任理事、理事をもって構成し、会務執行について協議する。

(審議部会)

- 第 11 条 審議部会は、会員の段級の審査並びに審議を行う。ただし、審査及び審議は、別に定める審議部会規程による。

(会議の議決)

- 第 12 条 会議の議決は、第24条・第25条に定める場合を除き、出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長が決定する。

第 4 章 役 員

(役 員)

- 第 13 条 本連盟に、次の役員を置く。

- |    |       |       |                       |
|----|-------|-------|-----------------------|
| 1  | 会 長   | ----- | 1 名                   |
| 2  | 副 会 長 | ----- | 若干名（各地区及び職域より会長が推薦）   |
| 3  | 理 事 長 | ----- | 1 名                   |
| 4  | 副理事長  | ----- | 若干名                   |
| 5  | 常任理事  | ----- | 各地区及び職域より 1 名、会長指名若干名 |
| 6  | 理 事   | ----- | 各地区及び職域より 2 名、会長指名若干名 |
| 7  | 事務局長  | ----- | 1 名                   |
| 8  | 会 計   | ----- | 3 名                   |
| 9  | 評 議 員 | ----- | 各地区及び職域より原則として 5 名    |
| 10 | 監 事   | ----- | 若干名                   |

(役員を選出)

- 第 14 条 役員を選出は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、前年度の常任理事・理事会で推薦し、役員総会で選出する。
  - (2) 副会長は、各地区及び職域より会長が推薦し、前年度の常任理事・理事会に諮り、役員総会で承認を得る。
  - (3) 理事長、副理事長は会長が推薦し、前年度の常任理事・理事会に諮り、役員総会で承認を得る。
  - (4) 常任理事は、各地区及び職域より 1 名選出する。  
なお、会長が必要と認めたときは、指名常任理事を若干名置くことができる。
  - (5) 理事は、各地区及び職域より 2 名選出し、役員総会に報告する。  
なお、会長が必要と認めたときは、指名理事を若干名置くことができる。
  - (6) 事務局長は、会長が指名し、前年度の常任理事・理事会に諮り役員総会で承認を得る。
  - (7) 会計は、会長が前年度の常任理事・理事会の承認を得て委嘱する。
  - (8) 評議員は、各地区及び職域より 5 名選出する。
  - (9) 監事は、役員総会で選出する。

(役員任期)

- 第 15 条 役員任期は、2 年とし、補充役員任期は、前任者の残りの期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命をうけ会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、分担して各職務を行う。
- (5) 常任理事は、理事長を補佐し、会務を処理し、一切の企画立案を行う。
- (6) 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。
- (7) 事務局長は、会長の命をうけ、本会の事務全般を処理する。
- (8) 会計は、本会の会計出納にあたる。
- (9) 評議員は、評議会を構成し、一般会務について理事会に意見を具申する。
- (10) 監事は、会務の監査及び会計の監査を行う。

第5章 名誉役員

(名誉役員)

第17条 本連盟に、次の名誉役員を置くことができる。

- 1 最高顧問
- 2 名誉会長
- 3 顧問
- 4 相談役
- 5 参与

(名誉役員の仕事)

第18条 名誉役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 最高顧問、名誉会長、顧問、相談役は、本会に特に功労ありと認める者及び学識、名望ある者について、会長は常任理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- (2) 参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

(名誉役員の仕事等)

第19条 名誉役員の仕事等は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 名誉役員は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第6章 表彰並びに懲戒

(表彰)

第20条 会員が、本連盟の目的及び事業達成に功績が顕著であると常任理事、理事会において認めるときは、会長がこれを表彰する。

(懲戒)

第21条 会員が、本連盟の名誉を傷つけ、又は柔道精神に反する行為を行ったときは、懲戒処分をすることができる。懲戒処分は、戒告、役職の停止及び除名処分とし、常任理事・理事会において決定する。

第7章 会計

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第23条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 入会金 | 2 会費  | 3 登録料 | 4 審査料 |
| 5 審議料 | 6 助成金 | 7 分担金 | 8 その他 |

## 第 8 章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第 2 4 条 本連盟の規約は、役員総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

### (解 散)

第 2 5 条 本連盟を解散するときは、役員総会の議決によらなければならない。  
なお、その際役員総会は、役員 3 分の 2 以上の出席を要し、その議決は、出席者の 4 分の 3 以上を必要とする。

附 則 本規約の他、内規等を別に定めることができる。

- 2 この規約は、昭和 5 4 年 3 月 1 日より施行する。
- 昭和 6 2 年 3 月 2 2 日一部改訂する。
- 平成 元 年 4 月 2 日一部改訂する。
- 平成 1 3 年 4 月 1 日一部改訂する。
- 平成 1 4 年 4 月 7 日一部改訂する。
- 平成 1 7 年 4 月 1 0 日一部改訂する。
- 平成 2 4 年 4 月 8 日一部改訂する。